

制度情報

2019年3月の法令から

北京市大地律師事務所

(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I 重要な法令のポイント解説

中華人民共和国外商投資法

(発令元) 全国人民代表大会

(法令番号) 主席令第26号

(公布日) 2019年3月15日

(施行日) 2020年1月1日

1. 主なポイント

(1) 「外商投資」及び「外商投資企業」について明確に定義した。(第2条)

(2) 国は外商投資に対し、参入前内国民待遇に加えてネガティブリスト管理制度を実行する。(第4条)

(3) 外商投資企業の従業員は、法により労働組合を作ることができる。外商投資企業は、会社の労働組合の活動に必要な条件を提供しなければならない。(第8条)

(4) 外商投資に関係する法律、法規、規則の制定は、適切な方式によって外商投資企業の意見や提案を求めなければならない。(第10条)

(5) 国は、外商投資企業が法により等しく標準の制定業務に参画することを保障し、標準の制定においては情報公開と社会による監督を強化する。国が制定する強制性標準は、外商投資企業に等しく適用される。(第15条)

(6) 外商投資企業は、法による株券、社債等の証券の発行及びその他の方式により資金調達を行うことができる。(第17条)

(7) 県級以上の地方人民政府は、法律、行政法規、地方性法規の規定に基づき、法定の権限の範囲内で外商投資の促進及び利便性向上のための政策措置を制定することができる。(第18条)

(8) 国は、外国投資者の投資に対して徴収しない。特殊な状況のもとにおいて、国は公共の利益のために、法律の規定により外国投資者の投資に対する徴収又は徴用を実行することができる。徴収、徴用は、法定のプロセスに基づいて行い、かつ適時公平で合理的な補償を与えなければならない。(第20条)

(9) 中国国内で発生した外国投資者の出資、利益、資本収益、資産を処分して得た所得、知的財産権の許諾使用料、法により獲得した補償又は賠償、清算所得等は、法に基づき人民元又は外貨により自由に海外から入金したり、海外へ送金することができる。(第21条)

(10) 国は、外国投資者及び外商投資企業の知的財産権を保護し、知的財産権の権利者及び関連する権利者の合法的な権益を保護する。知的財産権の侵害行為に対し、法に基づき法的責任を厳格に追及する。

国は、外商投資の過程において、自由意志の原則及び商業規則に基づいた技術提携を奨励する。技術提携の条件は、投資の各当事者が公平の原則を遵守し平等に協議して確定するものとする。行政機関及びその職員は行政手段を利用して技術移転を強制してはならない。(第22条)

(11) 各級の人民政府及びその関係機関が外商投資に関する規範性文書を制定する際は、法令の規定に合致していなければならない。法律、行政法規に依拠のないものは、外商投資企業の適法な權益を減損したり、義務を加重してはならず、市場参入及び撤退に関する条件を設置してはならず、外商投資企業の正常な生産経営活動に干渉してはならない。(第24条)

(12) 国は、外商投資企業苦情申立体系を構築する。(第26条)

(13) 外商投資企業は、法により商会、協会を設立すること及び、それらに参加することができる。(第27条)

(14) 国は、外商投資に関する情報報告制度を確立する。外国投資者または外商投資企業は、企業登記システム及び企業信用情報公示システムを通じて商務所管機関に投資情報を提出しなければならない。(第34条)

2. 今後の留意点

最近、国務院等の機関が相次いで『外商投資法』に関連する法規、政策性文書を制定する意向を表明しているため、企業は十分に留意することを勧める。

(全42条)

行政法規・規則・行政規範性文書の制定過程において十分に企業や業界団体・商会の意見を聴取することに関する通知

(発令元) 国務院弁公庁

(法令番号) 国弁発〔2019〕9号

(公布日) 2019年3月1日

(施行日) 2019年3月1日

1. 主なポイント

(1) 意見聴取対象の科学的かつ合理的な選択：代表的な企業、業界団体・商会及び弁護士協会の意見を十分に聴取する。企業の意見を聴取するにあたり、企業内部の異なる階層の代表者、特に従業員代表の意見を重点的に聴取すべきである。(第1条)

(2) 複数の方法を運用した意見聴取：インターネット、新聞等のメディアを通じて社会からの意見を公募し、知名度の高い商業ウェブサイト、影響力のある業界団体・商会のウェブサイトとリンクさせる方法を積極的に模索する。質問票調査、書面の送付、公聴会、座談会、検討会を行う方法により意見を聴取する。(第2条)

(3) 意見について検討し、フィードバックを採用するメカニズムを整備する。比較的集中した意見を採用しない場合は、適切な方法でフィードバック及び説明を行うものとする。(第3条)

2. 今後の留意点

立法プロセスがますます公開されて透明性が向上する中、企業はあらゆる方法を通じて関連の立法の動きに注目し、自らの経営に関わりのある意見又は提案を、適時に立法機関へ伝えていくことを勧める。

(全6条)

増値税改革の深化にかかる政策に関する公告

(発令元) 財政部、税務総局、税関総署

(法令番号) 公告 2019 年第 39 号
(公布日) 2019 年 3 月 20 日
(施行日) 2019 年 4 月 1 日

1. 主なポイント

(1) 増値税の一般納税者に、増値税が課税される販売行為または貨物輸入が発生した場合について、従前の 16% 税率が適用されていたものは、調整して 13% とする。従前の 10% 税率を適用していたものは、9% とする。(第 1 条)

(2) 中国出国時に税還付を行う外国人観光客の買い物について、13% の税率が適用される物品の還付税率は 11% とする。同様に、9% の税率が適用される物品の還付税率は 8% とする。適用する還付税率は、税還付対象物品の増値税普通発票の発行日により判断する。(第 4 条)

2. 今後の留意点

中国では近年減税の施策が続き、企業の税負担が軽減されている。企業は関連する政策に十分注目することを勧める。

(全 8 条)

2019 年外商投資企業の年度投資経営情報の合同報告を指示する通知

(発令元) 商務部、財政部、税務総局、統計局、外貨管理局
(公布日) 2019 年 3 月 12 日
(施行日) 2019 年 3 月 12 日

1. 主なポイント

(1) 外商投資企業は、2019 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間中に、「全国外商投資企業年度投資経営情報合同報告アプリケーション」にログインし、2018 年の投資経営情報を入力しなければならない。関連するデータ情報は、商務、財政、税務、統計、外貨管理の各機関で共有される。(第 1 条)

(2) 合同年間報告を行っている外商投資企業のリスト及び企業が入力した投資経営情報を、『企業情報公示暫定施行条例』により社会に公表する必要がある場合は、「全国外商投資企業年度投資経営情報合同報告情報公示プラットフォーム」を通じて公表する。(第 2 条)

2. 今後の留意点

2019 年に設立される外商投資企業は、来年から企業年度投資経営情報の入力を開始することになる。

(全 3 条)

非居住者個人と住所のない居住者個人に関わる個人所得税政策に関する公告

(発令元) 財政部、税務総局
(法令番号) 公告 2019 年第 35 号
(公布日) 2019 年 3 月 14 日
(施行日) 2019 年 1 月 1 日

1. 主なポイント

(1) 個人が取得する中国国内での勤務期間に属する賃金給与所得について、中国国内に源泉がある賃金給与所得の範囲及び計算方式となることを明確に規定した。(第1条)

(2) 中国国内の居住者企業の董事、監事及び高級管理職を務める個人が、中国国内で職務を履行するか否かにかかわらず、中国国内の居住者企業が支給又は負担する董事費用、監事費用、賃金給与もしくはその他の類似する報酬を取得したものは、国内源泉所得となる。うち、高級管理職には、企業の正、副(総)経理、各職能の専門職主管者、総監及びその他の類似する会社の管理職が含まれる。(第1条)

(3) 住所のない個人の賃金給与所得収入額の計算方法及び税額の計算方法を詳細に規定した。(第1条)

(4) 住所のない個人への租税条約の適用について、より詳細に規定した。(第4条)

(5) 先に非居住者と判定された住所のない個人が、居住日数を延長したことによって居住者個人の条件を満たすようになった場合、1納税年度中は税額の控除・納付方法は不変とし、年度が終了してから居住者個人の関連規定の通りに確定申告を行う。ただし、当該個人がその年のうちに中国を離れて年度内に再入国しない場合は、出国前に確定申告を行うことを選択できる。(第5条)

(6) 先に居住者と判定された住所のない個人が、居住日数を短縮したことにより居住者個人としての条件を満たさなくなった場合、居住者個人としての条件を満たさなくなった日から年度が終了して15日以内に、所管の税務機関に報告し、非居住者個人として納税額を計算し直さなければならない。

(第5条)

2. 今後の留意点

本公告は2019年1月1日から施行されているが、非居住者個人が2019年1月1日以降に取得した所得について、従前の規定により余分に納税していた場合は、法により税金の還付を申請することができる。

(全6条)

中国国内に住所のない個人の居住期間の判定基準に関する公告

(発令元) 財政部、税務総局

(法令番号) 公告2019年第34号

(公布日) 2019年3月14日

(施行日) 2019年1月1日

1. 主な内容

住所のない個人が1納税年度において中国国内に居住する日数が満183日に達し、それまでの6年間における毎年の累計居住日数が全て満183日に達しており、かついずれの年においても1回に30日を超える出国がない場合、当該納税年度における国内源泉所得及び国外源泉所得について、個人所得税を納付しなければならない。当該年度までの6年間のうちいずれか1年において中国国内に居住した日数が183日に満たないか、1回に30日を超える出国があった場合、当該納税年度において中国国外に源泉があり、かつ国外の企業・組織又は個人によって支払われた所得については、個人所得税を免除する。

2. 今後の留意点

住所のない個人が、中国国内に滞在した時間が24時間に満たない日は、中国国内での居住日数に含めない。

(全3条)

II 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

孫氏は2015年3月10日にA社に入社し、同日から2018年3月9日までを雇用期間とする労働契約を締結した。2017年1月16日、会社と孫氏で協議し合意して締結した「労働契約解除協議書」の中で、2017年3月1日をもって労働契約を解除し、孫氏の最終出勤日は2017年2月28日、一時補償金は55,328元とし、本協議の履行完了後において双方に紛争は存在しないことを約定した。

孫氏は2017年2月22日に病院で検査を受け、妊娠1ヶ月であることが判明したため、これを会社に報告して前述の協議書の取消しを求めたが、会社は応じなかった。孫氏は労働仲裁を申し立て、労働契約の履行継続を要求した。

2. 紛争の焦点

労使双方が締結した協議書は有効か。

3. 弁護士の分析

本件の特殊な点は、労使双方が労働契約解除協議書を締結した後になって孫氏自らが妊娠に気づいたという点であり、労働関連法では「三期」と呼ばれる妊娠・出産・授乳の期間において、女性従業員を特別に保護している。この協議書の効力をどう認定するかは、上記の特別な保護に関わるだけでなく、信義誠実の原則、意志自治の原則といった契約の精神をどう遵守するかという問題にも関わるものとなる。

関連の法律規定により、労働者と使用者が締結した協議書に、法令の強行規定への違反が存在せず、詐欺、脅迫や他人の危難に乗じる等の法定の事由も存在しないのであれば、その協議書は効力を有する。

また、重大な誤解や明らかに公平性を欠いた場合に限り、協議書に対して取消権を行使することができる。双方は当該協議書を締結する前に十分に協議を行っており、約定した補償金も法定の補償基準を下回ってはいない。孫氏も脅迫を受けたという証拠を提出しておらず、協議書を取り消すことのできる事由は存在しない。以上のことから、協議書は有効であると判断できる。

4. 判決

本件は、労働仲裁を経て裁判所で一審、二審の判決が下され、いずれも協議書は適法かつ有効なものであると判定された。

5. 留意点

(1) 「三期」中の女性従業員は法律により特別な保護を受けるため、その担当業務や賃金報酬を調整したり、労働契約を解除すると、労働紛争を引き起こしやすく、権利・義務と手続きに十分な注意を払うことが必要となる。

(2) 企業が従業員と協議し合意して協議書を締結する場合、その内容には法律の強行規定に違反する条項を含まないようにする必要がある。例えば、法律では社会保険料を納付すべきことが規定されているが、双方で納付しないと約定した場合、そのような約定は一般的に無効と認定されることになる。